

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照表（目次）

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）	1
国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）	7
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	8
公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）	9
飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律第二条の事業を定める政令（昭和四十七年政令第三百三十三号）	10
鹿児島県大島郡十島村に関する文部省関係法令の適用及びこれに伴う経過措置等に関する政令（昭和二十七年政令第十九号）	11
農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）	12
都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）	13
宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	14
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）	15
首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）	16
近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）	17
都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）	18
新都市基盤整備法施行令（昭和四十七年政令第四百三十一号）	19
地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）	20
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第二百一十一号）	22
不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）	23
景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）	24
公害等調整委員会事務局組織令（昭和四十七年政令第二百三十六号）	25
文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）	26
文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）	27

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照表

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第九十四条第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、成田国際空港株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p> <p>（法第二百二十六条の政令で定める処分等）</p> <p>第二条 法第二百二十六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2  前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百二十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一  前項各号に掲げる認可の別</p> <p>二  当該認可に係る区域</p> <p>三  当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>四  当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期</p>	<p>（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、成田国際空港株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p> <p>（法第八十条の二の政令で定める処分）</p> <p>第二条 法第八十条の二の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

(法第四百四十一条第二項の規定による協議)

第三条 文化庁長官が法第四百四十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)

第四条 法第四百四十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

2 6 (略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八十条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二百二十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)(、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)(

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)(の規定による

(関係行政庁による通知事項)

第三条 前条各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第八十条の二の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

一 前条各号に掲げる認可の別

二 当該認可に係る区域

三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)

第四条 法第八十三条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(の政令で定める伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。))内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

2 6 (略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第五十七条第一項の規定による届出の受理及び法第五十七条の三第一項又は第五十七条の六第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第五十六条の十四、第七十三条の二、第七十五条及び第九十五条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第三十六条第三項(法第五十六条の十四、第七十六条第二項(法第九十五条第五項において準用する場合を含む。))及び第九十五条第五項において準用する場合を含む。)(、第四十六条の二第二項及び第八十一条の二第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第八十条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)(

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第五十六条の十六において準用する場合を含む。))及び第五十六条の十六において準用する場合を含む。)(

る公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四（略）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一・二（略）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

（の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第五十六条の十五第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四（略）

五 法第五十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第五十七条の三第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第五十七条の六第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第五十七条の二第一項において準用する法第五十七条第一項の規定による届出の受理、法第五十七条の二第二項の規定による指示、法第五十七条の五第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第五十七条の二第一項において準用する法第五十七条第一項の規定による届出の受理及び法第五十七条の五第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一・二（略）

三 法第五十四条（法第九十五条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号又の規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イハ（略）

二 法第百十五條第一項（法第百二十條及び第百七十二條第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ又（略）

二 法第百三十條（法第百七十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イから又までに掲げる現状変更等に係る法第百二十五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 7（略）

（出品された重要文化財等の管理）

第六條 文化庁長官は、法第百八十五條第一項の規定により、法第四十八條（法第百八十五條において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合には、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。

2（略）

附則

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

（削除）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号又の規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第八十條の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イハ（略）

二 法第七十二條第一項（法第七十五條及び第九十五條第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ又（略）

二 法第八十二條（法第九十五條第五項において準用する場合を含む。）及び第八十三條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イから又までに掲げる現状変更等に係る法第八十條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 7（略）

（出品された重要文化財等の管理）

第六條 文化庁長官は、法第百條第一項の規定により、法第四十八條（法第五十六條の十六において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合には、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。

2（略）

附則

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

（改正法附則第十項の規定に基づく経過措置）

2 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為で文化財保護法の一部を改正する法律

(以下「改正法」という。)の施行の際現に着手しているものについては、改正法による改正後の文化財保護法(以下「新法」という。)第四十三条の規定は、適用しない。この場合において、当該行為に着手している者は、改正法の施行後遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならぬ。

3 改正法の施行の際現に重要有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為に着手している者は、改正法の施行後遅滞なく、文化庁長官にその旨を届出(各省庁の長にあつては、通知)をしなければならない。

4 改正法の施行後二十日以内に、重要有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為を新たにしようとする者に対する新法第五十六条の十三(同法第九十条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第五十六条の十三第一項中、「現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は輸出しようとする日の二十日前までに」とあるのは、「昭和五十年十月一日に」とする。

5 改正法の施行前に発見された遺跡と認められるもの(改正法附則第七項又は第八項の規定の適用のあるものを除く。)については、なお、従前の例による。

6 改正法の施行の際現に改正法による改正前の文化財保護法第四百四条の三の規定により置かれている文化財専門委員の設置については、昭和五十一年三月三十一日(それまでの間において当該文化財専門委員が廃止されたときは、当該廃止の日)までの間は、なお、従前の例による。

(国の貸付金の償還期間等)

7 法第二百二十二条第二項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

8 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法第二百二十二条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

9・10 (略)

11 法第二百二十二条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(法第五十七条の三第一項の政令で定める法人に関する経過措置)

(国の貸付金の償還期間等)

2 法附則第七条第二項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第七条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

4・5 (略)

6 法附則第七条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(法第九十四条第一項の政令で定める法人に関する経過措置)

7| 法第九十四条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人環境再生保全機構が行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、第一条に規定するもののほか、独立行政法人環境再生保全機構とする。

12| 法第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、独立行政法人環境再生保全機構が行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、第一条に規定するもののほか、独立行政法人環境再生保全機構とする。

改 正 案	現 行
<p>（事務の分掌及び地方公共団体の行う事務）            第六条（略）            2）6（略）            7 法第九条第三項の規定により都道府県又は市町村が行うこととする事務は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物である国有財産で、同法第七十二条第一項の規定により文化庁長官が指定した都道府県又は市町村が当該規定に基づく事務を行うものうち、文部科学大臣の所管に属するものの維持及び保存とする。ただし、法第三章の二（法第三十一条の三を除く。）、法第三十二条、法第三十三条第一項、法第三十五条第一項及び法第三十六条第一項並びに第二十三条の規定による事務を除く。</p> <p>8）10（略）</p>	<p>（事務の分掌及び地方公共団体の行う事務）            第六条（略）            2）6（略）            7 法第九条第三項の規定により都道府県又は市町村が行うこととする事務は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財又は同法第六十九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物である国有財産で、同法第九十五条第一項の規定により文化庁長官が指定した都道府県又は市町村が当該規定に基づく事務を行うものうち、文部科学大臣の所管に属するものの維持及び保存とする。ただし、法第三章の二（法第三十一条の三を除く。）、法第三十二条、法第三十三条第一項、法第三十五条第一項及び法第三十六条第一項並びに第二十三条の規定による事務を除く。</p> <p>8）10（略）</p>



改 正 案	現 行
<p>附則 （市街化区域内の農地のうち市街化区域農地以外の農地として取り扱う農地等） 第十四条 法附則第十九条の二第一項に規定する政令で定める農地は、次に掲げる農地とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）<u>第百九条第一項の規定による文部科学大臣の指定を受けた史跡、名勝又は天然記念物である農地</u></p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>附則 （市街化区域内の農地のうち市街化区域農地以外の農地として取り扱う農地等） 第十四条 法附則第十九条の二第一項に規定する政令で定める農地は、次に掲げる農地とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）<u>第六十九条第一項の規定による文部科学大臣の指定を受けた史跡、名勝又は天然記念物である農地</u></p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第四条第一項の政令で定める土地及び規模）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号二に規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第百九条第一項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域内に所在する土地で、都道府県知事が指定し、総務省令・国土交通省令で定めるところにより公告したもの</u></p> <p>二 五（略）</p>	<p>（法第四条第一項の政令で定める土地及び規模）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号二に規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第六十九条第一項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域内に所在する土地で、都道府県知事が指定し、総務省令・国土交通省令で定めるところにより公告したもの</u></p> <p>二 五（略）</p>

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律第二条の事業を定める政令  
(昭和四十七年政令第三百三十三号)(抄)  
(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律第二条の政令で定める事業は、高松塚古墳(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定により史跡に指定された奈良県高市郡明日香村大字平田字高松及び字スキタ二所在の古墳をいう。以下同じ。)周辺の地域の歴史的風土の保存又は高松塚古墳につきその文化的活用を図るために必要な施設の整備に関する事業とする。</p>	<p>飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律第二条の政令で定める事業は、高松塚古墳(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により史跡に指定された奈良県高市郡明日香村大字平田字高松及び字スキタ二所在の古墳をいう。以下同じ。)周辺の地域の歴史的風土の保存又は高松塚古墳につきその文化的活用を図るために必要な施設の整備に関する事業とする</p>

改 正 案	現 行
<p>1) 6 (略)</p> <p>7 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十五号の上欄口、社会教育法附則第二項、社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）附則第三項、第五項及び第七項並びに文化財保護法附則第三条第四項及び第四条第一項中「この法律施行の際」とあるのは、「鹿児島県大島郡十島村に関する文部省関係法令の適用及びこれに伴う経過措置等に関する政令（昭和二十七年政令第十九号）施行の際」と読み替えるものとする。</p> <p>8 (略)</p>	<p>1) 6 (略)</p> <p>7 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十五号の上欄口、社会教育法附則第二項、社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）附則第三項、第五項及び第七項並びに文化財保護法第百十五条第四項及び第百十六条第一項中「この法律施行の際」とあるのは、「鹿児島県大島郡十島村に関する文部省関係法令の適用及びこれに伴う経過措置等に関する政令（昭和二十七年政令第十九号）施行の際」と読み替えるものとする。</p> <p>8 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（開発に関する制限規定の適用除外） 第十四条 法第七十五条の政令で定める制限又は禁止の規定は、左に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第百二十五条及び第百二十八条</u></p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（開発に関する制限規定の適用除外） 第十四条 法第七十五条の政令で定める制限又は禁止の規定は、左に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第八十条及び第八十一条</u></p> <p>五・六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（許容建築面積の特例）</p> <p>第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合において、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のいずれかに該当する建築物 百分の二十</p> <p>イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物</p> <p>ロ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（許容建築面積の特例）</p> <p>第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合において、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のいずれかに該当する建築物 百分の二十</p> <p>イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物</p> <p>ロ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案

現 行

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十五（略）

二十六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十三条第一項及び第八十条第一項の許可、同法第四十五条第一項及び第八十一条第一項の規定に基づく制限として行う処分並びに同法第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十八条第二項の規定に基づく条例の規定による処分

二十七（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八條第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 二十七（略）

二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）次項において同じ。）、第二百二十五条第一項、第二百二十八条第一項、第四百三十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第二項

二十九 三十一（略）

2・3（略）

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十五（略）

二十六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十三条第一項及び第八十条第一項の許可、同法第四十五条第一項及び第八十一条第一項の規定に基づく制限として行う処分並びに同法第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十八条第二項の規定に基づく条例の規定による処分

二十七（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八條第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 二十七（略）

二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）次項において同じ。）、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第九十二条第二項

二十九 三十一（略）

2・3（略）

改 正 案

現 行

（特別保存地区内の行為の許可基準）

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ 八（略）

二 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1)（略）

(2) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百

十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存のために必要な建築物

(3)（略）

ホ（略）

二 六の二（略）

七 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、当該変更後の地貌が、当該変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

イ 八（略）

二 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的とする土地の発掘又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のために行う土地の形質の変更

ホ（略）

八 十四（略）

（特別保存地区内の行為の許可基準）

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ 八（略）

二 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1)（略）

(2) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同

法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第八十三条の三第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存のために必要な建築物

(3)（略）

ホ（略）

二 六の二（略）

七 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、当該変更後の地貌が、当該変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

イ 八（略）

二 文化財保護法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的とする土地の発掘又は同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のために行う土地の形質の変更

ホ（略）

八 十四（略）



改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為</p> <p>二十九～三十二（略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第八十三条の三第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為</p> <p>二十九～三十二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 二十七日（略）</p> <p>二十八 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為</p> <p>二十九 三十二（略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 二十七日（略）</p> <p>二十八 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第八十三条の三第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為</p> <p>二十九 三十二（略）</p>

改 正 案

現 行

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三十三（略）

三十四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為

三十五 三十八（略）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三十三（略）

三十四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第八十三条の三第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為

三十五 三十八（略）

改 正 案	現 行
<p>（学術上又は宗教上特別な価値のある土地）</p> <p>第三条 法第二条第七項第三号の学術上又は宗教上特別な価値のある土地で政令で定めるものは、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの（同法第一百条第一項の規定により仮指定されたものを含む。）の所在する土地、同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観を構成する土地、同法第一百四十三条第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内の土地又は同法第八十二条第二項の規定により指定されたものの所在する土地</u></p> <p>二（略）</p>	<p>（学術上又は宗教上特別な価値のある土地）</p> <p>第三条 法第二条第七項第三号の学術上又は宗教上特別な価値のある土地で政令で定めるものは、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第六十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの（同法第七十条第一項の規定により仮指定されたものを含む。）の所在する土地、同法八十三条の三第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内の土地又は同法第九十八条第二項の規定により指定されたものの所在する土地</u></p> <p>二（略）</p>

改 正 案

現 行

（非課税とされる土地等の範囲等）

第六条（略）

（非課税とされる土地等の範囲等）

第六条（略）

2（略）

2（略）

3 法別表第一第七号に規定する政令で定める土地等は、同号イ又はロに掲げるものに係る土地等のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

3 法別表第一第七号に規定する政令で定める土地等は、同号イ又はロに掲げるものに係る土地等のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条（指定）の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は同法第八十二条第二項（地方公共団体の事務）の規定に基づく条例の規定により指定された同法第二条第一項第四号（文化財の定義）に規定する記念物に係る土地等のうち、次に掲げる建築物又は施設の用に供されている土地等

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条（指定）の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は同法第九十八条第二項（地方公共団体の事務）の規定に基づく条例の規定により指定された同法第二条第一項第四号（文化財の定義）に規定する記念物に係る土地等のうち、次に掲げる建築物又は施設の用に供されている土地等

イ・ロ（略）

イ・ロ（略）

二 文化財保護法第四百三十三条第一項若しくは第二項（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）の規定により定められた伝統的建造物群保存地区又は同法第四百四十四条第一項（重要伝統的建造物群保存地区の選定）の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある土地等のうち、同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建物等以外の建物等で財務省令で定めるものの用に供されている土地等

二 文化財保護法第八十三条の三第一項若しくは第二項（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）の規定により定められた伝統的建造物群保存地区又は同法第八十三条の四第一項（重要伝統的建造物群保存地区の選定）の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある土地等のうち、同法第二条第一項第五号に規定する伝統的建造物群を構成している建物等以外の建物等で財務省令で定めるものの用に供されている土地等

4～7（略）

4～7（略）

（課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等）

（課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等）

第十七条（略）

第十七条（略）

2（略）

2（略）

3 法別表第二第五号に規定する政令で定める文化財は、次に掲げるものとする。

3 法別表第二第五号に規定する政令で定める文化財は、次に掲げるものとする。

一 文化財保護法第五十七条第一項（有形文化財の登録）の規定により同項に規定する文化財登録原簿に登録された建造物である文化財（同法第二条第一項（文化財の定義）に規定する文化財をいう。次号において同じ。）

一 文化財保護法第五十六条の二第一項（有形文化財の登録）の規定により同項に規定する文化財登録原簿に登録された建造物である文化財（同法第二条第一項（文化財の定義）に規定する文化財をいう。次号において同じ。）

二 次に掲げるすべての要件を満たすものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した文化財

二 次に掲げるすべての要件を満たすものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した文化財

イ (略)

ロ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会が文化財保護法第百九十条第一項(地方文化財保護審議会)に規定する地方文化財保護審議会に諮問してその保存及び活用を図るべきこととしていること。

八・二 (略)

4  
6 (略)

イ (略)

ロ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会が文化財保護法第百五条第一項(地方文化財保護審議会)に規定する地方文化財保護審議会に諮問してその保存及び活用を図るべきこととしていること。

八・二 (略)

4  
6 (略)

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）<u>第三条第一項に規定するもの及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第四百十三條第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成しているものを除く。</u>）とする。</u></u></p> <p>一～二十一（略）</p>	<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）<u>第三条第一項に規定するもの及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第八十三條の三第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第五号の伝統的建造物群を構成しているものを除く。</u>）とする。</u></u></p> <p>一～二十一（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）                  第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分<del>で</del>政令で定めるものは、次に掲げるものとする。                  一～二十九（略）                  三十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<del>第四十三</del>条第一項及び<del>第百二十五</del>条第一項の許可、同法<del>第四十五</del>条第一項及び<del>第百二十八</del>条第一項の規定に基づく制限として行う処分並びに同法<del>第百四十三</del>条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び<del>第百八十二</del>条第二項の規定に基づく条例の規定による処分                  三十一（略）</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）                  第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分<del>で</del>政令で定めるものは、次に掲げるものとする。                  一～二十九（略）                  三十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<del>第四十三</del>条第一項及び<del>第八十</del>条第一項の許可、同法<del>第四十五</del>条第一項及び<del>第八十一</del>条第一項の規定に基づく制限として行う処分並びに同法<del>第八十三</del>条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び<del>第九十八</del>条第二項の規定に基づく条例の規定による処分                  三十一（略）</p>



改 正 案	現 行
<p>（届出を要しないその他の行為）</p> <p>第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項若しくは第百二十五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七條第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為</p> <p>二 （略）</p>	<p>（届出を要しないその他の行為）</p> <p>第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項若しくは第八十条第一項の許可若しくは同法第五十六条の十三第一項の届出に係る行為、同法第九十条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第九十一条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為</p> <p>二 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（審査官の職務） 第四条 審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一～四 （略） 五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第百五十九条第一項の規定による協議に関する</u>こと。 六 （略）</p>	<p>（審査官の職務） 第四条 審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一～四 （略） 五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第八十五条の六第一項の規定による協議に関する</u>こと。 六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（記念物課の所掌事務） 第一百条 記念物課は、次に掲げる事務（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 記念物及び文化的景観の保存及び活用に関すること。</li><li>二 埋蔵文化財の保護に関すること。</li></ul>	<p>（記念物課の所掌事務） 第一百条 記念物課は、次に掲げる事務（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 記念物の保存及び活用に関すること。</li><li>二 埋蔵文化財の保護に関すること。</li></ul>

改 正 案

現 行

（分科会）  
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）  
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

略	略	略	略	名 称	所 掌 事 務
略	略	略	略	文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百五十三条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

略	略	略	略	法 律	事 務
略	略	略	略	文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百八十四条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 6 (略)

2 6 (略)

附 則

附 則

1 (略)

1 (略)

2 文化財分科会は、第五条第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

2 文化財分科会は、第五条第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法第百十六條第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。